

土木委員会会議記録（第1号）

令和7年12月18日

福島県議会

1 日時

令和7年12月18日（木曜）

午前 10時58分 開会

午後 1時34分 散会

2 場所

土木委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」のとおり

4 出席委員

委員長	山口信雄	副委員長	木村謙一郎
委員	佐藤憲保	委員	満山喜一
委員	宮川えみ子	委員	佐久間俊男
委員	安部泰男	委員	佐々木彰
委員	安田成一		

5 議事の経過概要

(午前 10時58分 開会)

山口信雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより土木委員会を開会する。

開会に当たり、一言挨拶を述べる。

このたび委員長に選任された山口信雄である。初めに、木村謙一郎副委員長はじめ各委員においては、今後2年間委員会の円滑な運営に協力願う。また、執行部においては、県民の代表である我々との政策議論を通じて、一層の県政発展のため努力するとともに、委員会運営についても特段の協力を願う。以上、簡単であるが、開会に当たっての挨拶とする。

初めに、委員席については、ただいま着席のとおり決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、佐々木彰委員、安田成一委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外23件及び議員提出議案第137号である。

また、「陳情一覧表」及び「主要事業一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのように進める。

次に、各委員、担当書記及び執行部職員の紹介を行う。

まず、各委員の紹介を行うが、木村謙一郎副委員長より順次自己紹介願う。

(各委員自己紹介)

山口信雄委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、本委員会の担当書記を紹介する。

議事課岩本主事が欠席であるため、本日は茂木副主査である。

政務調査課大竹主査である。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(部参事以上は自己紹介、その他は政策監または各担当次長より紹介)

山口信雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより、議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外23件を一括議

題とする。

直ちに、土木部長の説明を求める。

土木部長

(別紙「12月県議会定例会土木委員会土木部長説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、土木総務課長の説明を求める。

なお、各説明者に述べるが、議案の説明において、工期、契約方法及び契約の相手方は手元の議案説明資料にて確認するので、特に必要な場合を除き省略願う。

土木総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、用地室長の説明を求める。

用地室長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、道路計画課長の説明を求める。

道路計画課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、道路管理課長の説明を求める。

道路管理課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、道路整備課長の説明を求める。

道路整備課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、河川整備課長の説明を求める。

河川整備課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、港湾課長の説明を求める。

港湾課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、まちづくり推進課長の説明を求める。

まちづくり推進課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、建築住宅課長の説明を求める。

建築住宅課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、建築指導課長の説明を求める。

建築指導課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

佐々木彰委員

土4ページの道路維持補修事業について、1億840万円の予算で何割程度のわだちやひび割れを補修できるのか。

道路管理課長

具体的な箇所数は把握していないが、今夏の高温による損傷箇所を本格的に修繕するまでの応急処置を行うものであり、次年度の修繕に向けしっかりと対応ていきたい。

佐々木彰委員

今回は応急処置であり、本格的な修繕は令和8年度予算で実施するとの理解でよいか。

道路管理課長

委員指摘のとおり、冬期間は応急処置により対応し、次年度以降に計画的な修繕を進めていく。

宮川えみ子委員

土19ページの除雪車両購入について、どのような除雪車を何台購入するのか。

道路管理課長

購入予定台数は、路肩拡幅等を行うロータリー除雪車を4台、雪を押し出す除雪ドーザを5台、歩道などを除雪する小型除雪車を1台の計10台である。価格はそれぞれ異なるが、ロータリー除雪車は1台9,000万円程度と見込んでいる。

宮川えみ子委員

今年は会津地域が豪雪に見舞われたが、これで対応できるのか。

道路管理課長

県有除雪機械は約400台あり、県の作業員による除雪や民間企業・市町村への除雪委託により今年2月の大雪に対応できた。今後は状況を確認しながら増強等について検討していく。

満山喜一委員

議案第46号の動産の取得について、小名浜港マリーナに船舶を陸上保管するための自走式クレーンを新たに配備することであるが、どのような設備なのか。

港湾課長

小名浜港マリーナに寄港している船舶を陸上で保管するため、船を1隻ずつ持ち上げる設備である。

満山喜一委員

クレーンごと海に入って船を持ち上げるイメージか。

港湾課長

この自走式クレーンは海に入るのではなく、海に張り出す下部工をまたいで海側にクレーンを伸ばし、クレーンの下に寄ってきた船舶を下から抱え込み、背後のヤードに移動させるものである。

満山喜一委員

寄ってきた船舶をワイヤーで地上に上げるものと理解した。

東日本大震災から15年が経過しようとしているが、現在の小名浜港マリーナの利

用率を聞く。

港湾課長

11月調査時点の契約状況は、海上で20隻、陸上で4隻である。

安田成一委員

議案第41号～44号の夏井川における工事請負契約の一部変更について、掘削残土を築堤に使用できず処分費用が増加したとのことであるが、残土は全て再利用できないのか。また、処分費用はどの程度増加するのか。

河川整備課長

夏井川の河道改修に伴う掘削残土について、当初は築堤盛土に使用する予定であったが土質が悪かったため、おおむね1～2割の掘削残土を再利用し、それ以外は処分場に運搬している。

費用について、再利用する残土は夏井川の工事現場に運搬するためそれほどかかるないが、処分場に運搬する場合はダンプによる運搬代がかかり、運搬先によって金額は変動する。

宮川えみ子委員

土25ページの福島県復興祈念公園指定管理者の指定について、6年間で約13億円を計上しているが、積算内訳を聞く。

まちづくり推進課長

福島県復興祈念公園は令和8年4月に開園予定であり、今定例会において承認されれば速やかに基本協定を締結し、7年度は0円、8～12年度は毎年約2億7,400万円の委託料を指定管理者へ支出する予定である。内訳については、全体の約5割が植栽管理に係る費用、約3割が公園内の清掃や巡視点検等の費用、残りの2割弱が公園の案内や受付業務を行う常駐管理員の人件費である。

山口信雄委員長

議案に対する質疑の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

質疑のある方は発言願う。

安部泰男委員

12月17日追加提案分の議案説明資料の上10ページ、港湾運送事業者等原油価格高騰緊急支援事業の詳細を聞く。

港湾課長

当該事業は、燃料費高騰の影響を受けている港湾運送事業者などに対し、購入した燃料代金の一部を補助するものである。

安部泰男委員

対象車両と対象事業者を聞く。

港湾課長

対象車両はホイールローダーなどの重機類、トラック類、曳舟などであり、対象事業者は県内に本社または支店がある中小企業である。

安部泰男委員

補助額の詳細を聞く。

港湾課長

軽油、ガソリン、重油など燃料種別の申請に対し、1L当たり12円を補助する。

佐久間俊男委員

上8ページの都市計画費について、先ほど福島市への財政支援との説明があったが、詳細を聞く。

建築指導課長

福島駅東口の市街地再開発事業において、基本設計の進捗に伴い地下構造物の撤去工事が着手可能になったことから、その費用に係る補助金を計上するものである。

佐久間俊男委員

地下構造物は、市街地再開発事業に係る敷地内にあるのか。

建築指導課長

今回の工事は、市街地再開発事業に係る敷地内において、新たな施設の建設に不要な地下構造物を除去するものである。

佐久間俊男委員

基本設計の進捗に伴い増額補正することであるが、今後もこのような補正を想定しているか。

建築指導課長

現時点ではさらなる補正の予定はないが、まだ施工状況の見通しが立っていないため、都度確認しながら進めていきたい。

宮川えみ子委員

土56ページの動産の取得について、どのような利用者を想定しているのか。

港湾課長

小名浜港マリーナに係留または寄港し、陸上への上下架を必要とする人を想定している。

宮川えみ子委員

約1億6,000万円の取得費用を回収できるのか。

港湾課長

回収については利用状況によると思うが、マリーナ施設として船舶の保管や修理に必要な設備であるため計上している。

宮川えみ子委員

説明がよく分からなかつたが、年間で幾らの収入があれば採算が取れるのか。

山口信雄委員長

宮川委員に述べる。これは採算の問題ではなく、小名浜港マリーナに必要な機能として設置するとの説明である。

港湾課長

船舶を上下架する機能は東日本大震災前から小名浜港マリーナに備わっていたものであり、被災し不足している設備を順次整備していく考えである。

宮川えみ子委員

全く新しい設備ではなく、東日本大震災前からあったのか。

港湾課長

東日本大震災前にも同様の設備があった。

宮川えみ子委員

県営住宅に係る債務負担行為について、県営住宅管理費と共同施設費に分けて予

算を計上している理由を聞く。

また、県営住宅に関する苦情が多い地区があるが、選定委員会において指定管理者を選定する際に、県民の声をどのように反映させているのか。

建築住宅課長

債務負担行為について、県営住宅管理費は建物本体にかかる予算、共同施設費は屋外の通路や駐車場など建物以外の予算として区別して計上した。

また、指定管理者の選定に際して、住民からの苦情の有無は選定委員会の選定基準に含まれていない。今後も県営住宅に関する要望等には個別に対応し、適切な管理運営を続けていく。

宮川えみ子委員

適切に管理願う。

土61ページの民事調停の申立てについて、8件は多いように感じるが、最近の傾向を聞く。

建築住宅課長

民事調停については、入居者の滞納家賃が10万円以上もしくは定められた月数以上の滞納で調停申立ての候補者とする方針であり、今回は8件であるが、多いときもあれば少ないときもある。

宮川えみ子委員

直近3年の件数を聞く。

建築住宅課長

直近3年の民事調停の申立て件数について、令和5年度は9件、6年度は6件、今年度は9月定例会までの9件に加え、今回が8件である。

宮川えみ子委員

大分多くなっていると思う。対象者の滞納月数や滞納額は様々であるが、調停の目安を聞く。

建築住宅課長

調停申立ての候補者とする方針として、滞納月数が6月以上または滞納額が10万円以上としている。

宮川えみ子委員

再三にわたる納付指導等に応じないとのことであるが、県の減免制度はかなり充

実しているため、制度を利用すれば何とか払える金額だと思う。民事調停に至る前に減免制度を周知できればよいと思うが、納付指導の際に説明しているのか。

建築住宅課長

減免制度については、県から入居者に定期的に送付している資料により全戸に周知している。

宮川えみ子委員

努力していると思うが、中には文書を読まず制度を認識していない人もいる。直接会って制度を周知すればここまで滞納は増えないと思うが、今回の8人の対象者には減免制度について直接説明したのか。

建築住宅課長

委員指摘のとおり、減免制度が認識されていないと困るため、滞納が増している入居者のうち連絡が取れる人に対しては、指定管理者から減免制度の活用を促している。

宮川えみ子委員

今回の対象者には減免制度が伝わっていると理解してよいか。

建築住宅課長

連絡が取れた人には伝わっているが、音信不通である人には伝わっていない。

宮川えみ子委員

本議案はまだ調停段階であり、明渡し訴訟に至らないよう本人が努力するのが一番大事である。現段階で制度の活用を促すなど、最大限の努力をしてほしい。

対象者のうち、連絡が取れないのは何人か。

建築住宅課長

連絡が全く取れないのは3人である。

宮川えみ子委員

居住していない可能性もあるのか。

建築住宅課長

連絡が取れない3人のうち2人は居住実態が確認できていない。

宮川えみ子委員

残る1人は減免制度の認識がないのではないか。そのような人が訴訟の対象となるないよう努力してほしいが、どうか。

建築住宅課長

委員指摘のとおりであるため、調停に際しては丁寧に対応していく方針である。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問があれば発言願う。

佐久間俊男委員

議案第62号の令和7年度福島県一般会計補正予算（第6号）について、約347億円の増額となったが、執行に対する考え方聞く。

また、令和7年度当初予算について、現時点での事業の進捗率を聞く。

土木企画課長

追加提案した国の総合経済対策に基づく補正であるが、例年、12月補正で予算化し、議決後は国に対し施工箇所ごとに交付申請を行い、1月中旬頃に発注見通しを固めて公表している。その後、入札手続を行い、ここ数年は発注箇所の50～60%を年度内に執行し、第1四半期末までにほぼ全ての工事の契約が完了している。

技術管理課長

事業の進捗率であるが、上半期時点において事業費ベースで78%を執行した。

佐久間俊男委員

現在は令和8年度予算を取りまとめている時期だと思う。4月から施工できるようこれまでも前倒しで発注していたと思うが、効率よく執行するための工夫を聞く。

土木企画課長

補正予算及び当初予算の年間にわたる効率的な執行方針について、当初予算は2月定例会で議決されるため、予算配分は4月上旬になる。その後入札手続を行うと、早くても6月下旬に契約し7月中旬頃の着工となり、4～6月は施工できない。よって、今回計上している経済対策やゼロ県債も含め、1～3月に極力契約を済ませ4月から着工できるよう、年間にわたる施工の平準化に取り組んでいる。

佐久間俊男委員

ぜひそのように取り組んでほしい。特に土木関連事業は県民の期待も大きい。働き方改革等による労働環境の整備も大変だと思うが、その辺りも管理しながら予算執行に当たってほしい。

佐々木彰委員

盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）が令和5年5月26日に施行され、本県では6年9月24日の運用開始から1年以上が経過したが、建設業者や不動産業者からは申請方法が非常に煩雑で難しく、経費がかかるとの声を聞く。

そこで、県は運用方法の見直しについて考えているのか。

都市計画課長

盛土規制法における申請手続としては、国が定める規則等に基づく書類の提出を求めている。なお、運用開始から1年少々しか経過しておらず日が浅いことから、国との意見交換等の場において様々な意見や要望を伝え、適切な法の運用を図っていきたい。

佐々木彰委員

課長説明のとおり進めていくことはもとより、現在の物価高騰による末端消費者の経済負担を考慮すると、申請経費を削減し負担軽減を図ることも経済活動をよくする一助になると思うため、検討願う。

山口信雄委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は、暫時そのままお待ち願う。

（午後 1時31分 休憩）

（午後 1時32分 開議）

山口信雄委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案1件を議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

山口信雄委員長

議員提出議案第137号について、各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

可決の方向で願う。

安田成一委員

可決の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

安部泰男委員

可決の方向で願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第137号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は12月22日に行う。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月19日は現地調査を行うので、委員は作業服を着用の上、午前9時5分までに本庁舎東玄関に参集願う。

12月22日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 1時34分 散会)